

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 6 0 号	三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
市 民 課	<p>【関係法令】 三田市手数料条例（昭和 51 年三田市条例第 11 号）</p> <p>【趣 旨】 証明書自動交付機による証明書発行サービス及びさんだシティカードの発行を終了する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 さんだシティカードの発行を平成 30 年 7 月 31 日で終了し、証明書自動交付機による証明書発行サービスを同年 10 月 31 日で終了するに当たり、関係規定の改正を行う。 2 印鑑登録者でマイナンバーカードを所持している場合、市民課窓口において当該カードで印鑑登録証明書を取得できるよう事務を改めるに当たり、関係規定の改正を行う。 <p>【施行期日】 平成 3 0 年 8 月 1 日</p>